

豊かな水源を守れ

小林市が条例、県も調査

全国各地で水資源を守る動きが活発になっている。県内では小林市が昨年10月、水資源保全条例を施行、県議会は今年4月、水資源保全対策特別委員会を設置して調査を始めた。背景にあるのは、将来的な水不足を見越した外資による土地買収やビジネスへの関心の高まり。本県関係者からは、国や自治体による対策を求める声が上がる。(報道部・清水正樹)

名水百選として知られる、小林市の「出の山湧水」。霧島山麓の湧水群の一つで市民の飲み水でもある。

同市は県内で初めて、地下水の採取に規制の網をかぶせる、同条例を施行。新たに井戸を掘り地下水を探取する際、市の許可を得ることが義務付けられた。

条例施行のきっかけになったのは、近年の相次ぐミネラルウォーター工場の進出。市内には4社5工場が稼働しており、さ

警戒の買収

外

か」などの懸念の声が上がっており、条例制定に向けた検討を始めた。同時にミネラルウォーターワークは、地下水にどんな変化が起きているのか、賓観的なデータを持っていなかった。そこで、水資源を確保する手立てが

国ルール作り求

らに1、2社増え可能性がある。昨年度、70カ所以上ある湧水地の中から約10カ所を選定するという。工場周辺地下水水量、水位などを調査に着手した。隣の高原町も同市の条例を参考



ひんやりとした空気が漂う、出の山湧水。
小林市の豊かな水資源を象徴する場所だ。

